

令和7年度保護者等に向けた県内企業認知度向上事業業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

Uターン・地元就職に関する民間事業者調査において、8割強の学生が両親や親族（以下「保護者」という。）に相談したことがあると回答するなど、就職先決定にあたり保護者の影響力が高まっている一方で、三重県出身学生の保護者に県内企業の情報等が十分に周知されているとは言えない状況である。

このため、保護者と三重県出身学生（以下「保護者等という。」）を対象とした県内企業との交流の機会を設定することで、保護者等の県内企業に対する認知度向上を図るとともに、学生の県内就職を促進する。

2 契約期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

3 保護者等を対象とした県内企業との交流の機会について

(1) 内容

- ・ 県内企業による企業説明（企業ごとに専用出展スペース設置）
- ・ 「おしごと広場みえ」による個別相談（専用出展スペース設置）
- ・ 出展者によるプレゼンテーション（特設ステージ設置）

(2) 主催者

三重県

(3) 開催回数と開催時期

開催回数：3回以上

開催時期：令和7年8・9月に1回以上

令和8年1月末までに累計3回以上

(4) 開催場所

- ・ 3（1）から（7）で示す開催条件を満たす保護者等が集まりやすい三重県内の屋内施設
- ・ 県内5（北勢、伊賀、中勢、伊勢志摩、東紀州）地域（※）のうち、3以上の地域で、各1か所以上

（※）各地域に含まれる市町は以下のとおりとします。

北勢地域：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢地域：津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町

伊賀地域：伊賀市、名張市

伊勢志摩地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町

東紀州地域：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

- (5) 1回あたりの開催時間
10時から17時までの間で4時間程度
- (6) 出展企業数（「おしごと広場みえ」を除く）
15社以上（各回最低5社以上）
- (7) 保護者等の来場数目標
のべ45名以上（各回最低10名以上）

4 委託業務の内容

(1) 保護者等を対象とした県内企業との交流の機会の企画・運営

ア 交流の機会（以下、催事という。）のタイトルとテーマの提案

- ・保護者等の参加を促進するタイトル（催事名）とテーマ（例：「三重で働く」「働きやすい職場環境」など）を提案すること。

イ 催事の企画と運営

- ・催事にかかる開催準備、受付、設営、全体進行、アンケートの回収、撤去等、管理・運営に係る一切の業務を行うこと。
- ・3（1）から（7）で示した開催条件を満たす催事場を提案し、確保すること。
- ・催事の総合受付を設置し、来場者対応を行うこと。
- ・出展企業と保護者等が直接対話できる出展企業ごとの専用出展スペース（以下、ブースという。）を設置すること。
- ・「おしごと広場みえ」と保護者等が直接対話できるブースを設置すること。
- ・各ブースに、長机（横幅1,800mm、高さ700mm程度の一般的なサイズ）1台、椅子（長机の横幅に2脚が収まる程度）4脚、白布（長机を覆える大きさ）1枚を手配し、標準装備すること。コンセントについては、「おしごと広場みえ」を含む出展企業（以下、出展企業等という。）から希望があった場合、対処すること。
- ・出展企業等が、会場内の保護者等に向けてプレゼンテーションできる特設ステージを設置すること。また、プレゼンテーションに必要な音響設備等を調達し、設置すること。
- ・上記のプレゼンテーションが円滑に実施されるよう、タイムテーブルを作成し、司会進行を行うこと。
- ・保護者等が催事場内を万遍なく巡回するとともに、出展企業等との対話がより充実したものになるような工夫（催事場レイアウト案など）を提案し、実施すること。
- ・催事場全体に活気をもたらし、保護者等の滞留時間が伸びるような企画を提

案し、実施すること。

- ・場内レイアウト図や案内看板等、運営に必要な備品を提案し、製作、設置すること。なお、公共性の高いオープンスペースで開催する場合は、本催事が三重県主催であることが誰の目にも分かるよう明確な表示を行うこと。
- ・出展者等の全てに対し、デザインを統一した（出展企業等の）社名板を1社につき2枚ずつ企画・製作すること。なお、製作前に、その仕様について県に提示し、了承を得ること。（その他のブース装飾は、出展企業等が独自に企画し、実施することとする。）
- ・施設管理者等との連絡・調整は、受託者において、責任を持って行うこと。
- ・催事の満足度等に関するアンケート調査を保護者等と出展企業等に対して、それぞれ実施すること。なお、アンケート項目については、受託者において案を作成し、事前に県に協議のうえ決定すること。

(2) 出展企業の募集・選定

- ・催事にブースを出展する企業を公募し、募集受付を行うとともに、15社以上選定すること。なお、出展企業の業種はできる限り偏りのないよう配慮すること。
- ・出展企業の選定は、県と協議のうえ最終決定すること。
- ・選定した企業に対して、出展決定通知を送付すること。
- ・公募に際して、「みえの働き方改革推進企業」登録企業に対しては、積極的に広報すること。
- ・応募状況について、県が求める都度、報告すること。
- ・催事の実施前に、出展企業等に対して、催事の実施・運営に係る諸事項について説明を行うこと。
- ・出展企業等との各種連絡・調整を行うこと。

(3) 保護者等に向けた広報活動と催事参加者の募集等

- ・訴求力のあるクリエイティブを制作し、様々な媒体を効果的に活用して広報すること。なお、受託者のオウンドメディアでの広報活動は必須とする。
- ・上記クリエイティブについては、制作完了後3開庁日以内に電子媒体にて県に提出すること。
- ・受託者のオウンドメディアで広報する際、「おしごと広場みえ」及び「みえの仕事さがしch.」のwebページを必ずリンクさせること。
- ・保護者等に対する広報手法とその保護者等による二次拡散が期待できる広報手法について、県に提案し、実施すること。
- ・県内大学や三重県の就職支援協定締結大学等で催事の広報を行う場合の手法等について、県に提案すること。
- ・催事にかかる専用フォームを設け、保護者等の事前募集・受付を行うこと。

- ・ 3（7）で示した保護者等の来場数目標以上の集客を行うこと。なお、集客数が、来場数目標に達しなかった場合は、その要因を詳しく分析し、県に報告すること。
- ・ 応募状況について、県が求める都度、報告すること。

（4）その他

- ・ 保護者等及び出展企業等の参加費用は、原則として無料とすること。
- ・ 本事業の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、県と協議の上、対応すること。
- ・ 本事業の目的を達成するうえで効果的と考えられる提案があれば、積極的に行うこと。なお、提案の実施に係る費用は、本契約の範囲内で賄うものとする。

5 業務の進め方

（1）実施計画書等の作成と業務の進捗管理

- ①受託者は、契約後速やかに、県と協議の上、実施計画書及び実施体制表を作成し、提出すること。
- ②受託者は、実施計画書または実施体制表の内容を変更するときは、県と協議を行い、事前に県の承認を得ること。
- ③業務の運営・管理にかかる総合調整を行うこと。
- ④業務の進捗状況等について、定期的（1か月に1回を目安）に書面にて報告を行うこと。

（2）業務完了報告書等の作成と提出期限

- ①本業務が完了した時は、完了報告書（任意形式）に以下の（ア）～（カ）の書類を添え、すみやかに県へ提出すること。
 - （ア）業務概要説明書（委託業務の目的、実施計画、実施体制、実施内容、スケジュール等を記載）
 - （イ）実施報告書（催事の写真、参加者名簿やアンケート結果等、各業務の実施結果をまとめた報告書）
 - （ウ）業務の効果や課題
 - （エ）その他必要と思われる資料として県が指示するもの
- ②業務完了報告書等は、業務完了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で2部、電子媒体（CD-R等）で1部を県に提出すること。

（3）委託業務の実施に要した経費

具体的な内訳が分かる書類及び支出を証する書類を添付すること。

6 委託費及び経費等

- (1) 委託料の範囲内で当該業務を行うものとする。
- (2) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に請求することができる。なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることができるものとする。
- (3) 受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 受託上の留意点

- (1) 業務実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (5) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (6) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間の保存が必要である。
- (7) 本業務により発生した成果品の著作権の取扱いについては、別記1「成果品の著作権等に関する特記事項」のとおりとする。
- (8) 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報保護に係る法令、及び、別記2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切な措置を講ずるものとし、業務終了後も同様とする。

なお、受託業務に従事する者又は従事していた者が、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

- (9) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (10) 障がいを理由とする差別の解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に

関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

(11) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

② 契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

別記 1

成果品の著作権等に関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(著作権の帰属等)

- 第 1 条 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。
- 2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。
 - 3 成果品等のうち、第 1 項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
 - 4 成果品等のうち、第 1 項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
 - 5 甲は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
 - 6 乙は、第 1 項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
 - 7 乙は、第 2 項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
 - 8 前 2 項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
 - 9 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
 - 10 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(工業所有権)

- 第 2 条 委託業務の履行に関連して甲及び乙が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、甲が成果品等を利

- 用（委託業務の目的に添った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。）するために必要な範囲において甲乙相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、甲及び乙は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、甲及び乙は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- 2 乙が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、乙は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
 - 3 乙が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、甲が成果品等を利用するために必要な範囲において、甲又は甲の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
 - 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（第三者の権利侵害）

- 第3条 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。
- 2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - 一 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - 二 甲が成果品を利用することが可能となるよう当該第三者の許諾を得ること。
 - 3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

別記 2

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、

適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという

再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、

個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、

可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。